

平成 29 年度

# 監 査 報 告 書

(第 17 回)

行 政 監 査

～児童育成クラブの管理・運営について～

熊 本 市 監 査 委 員



熊監発第000029号

平成30年 4月25日

熊本市監査委員 鈴木 弘

熊本市監査委員 齊藤 聰

熊本市監査委員 宮本 邦彦

熊本市監査委員 高島 剛一

#### 行政監査の結果について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）します。



## 目 次

1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の期間	1
5	監査の対象	1
6	監査の方法	1
7	監査の着眼点	2
8	監査の結果	
(1)	児童育成クラブの概要について	2
ア	開設状況について	
イ	設置状況について	
ウ	「支援の単位」(施設)の状況について	
エ	開所日・開所時間の状況について	
オ	利用者負担金等の徴収について	
カ	民間の児童育成クラブに対する運営費補助について	
(2)	児童育成クラブの入会児童について	7
ア	入会児童数の状況について	
イ	専用区画の分布及び児童1人当たりの面積の状況について	
ウ	一の「支援の単位」(施設)を構成する児童数の状況について	
エ	特に配慮を必要とする児童への対応について	
(3)	児童育成クラブの指導員等について	14
ア	指導員等の状況について	
イ	指導員等の男女別、勤務年数及び年齢構成の状況について	
ウ	指導員等1人当たりの児童数の分布状況について	
エ	放課後児童支援員の配置状況について	
オ	指導員等の研修状況について	

(4) 児童育成クラブの管理及び運営について	20
ア クラブ日誌について	
イ 運営規程について	
ウ 適正な会計管理について	
エ 現金等の管理状況、会計事務について	
オ 事務環境について	
カ 運営委員会について	
キ 運営内容の自己評価の実施と公表について	
ク 要望・苦情への対応について	
(5) 保護者、学校及び地域等との連絡や連携について	26
ア 保護者との連絡の確認について	
イ 緊急時の保護者及び保護者以外の緊急連絡先の把握について	
ウ 保護者との連携について	
エ 学校との連携について	
オ 地域団体との連携について	
(6) 児童育成クラブの衛生管理及び安全対策について	30
ア 医薬品及び衛生管理の状況について	
イ 事故やケガの防止のための安全点検について	
ウ 防災や防犯に関する訓練等について	
(7) 児童育成クラブの施設及び設備について	32
ア 消防用設備の設置及び維持管理について	
イ A E Dの設置状況について	
ウ 施設及び設備（屋内・屋外）の状況について	
9 まとめ	36

## 巻末資料

児童育成クラブ一覧

## 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

## 2 監査のテーマ

「児童育成クラブの管理・運営について」

## 3 監査の目的

本市では、共働き家庭等の就学児童に放課後の適切な遊びや生活の場を提供することを目的に、国がいう放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）を市内各小学校区に設置し、「児童育成クラブ」という名称で管理・運営を行っている。

入会希望者は年々増加傾向にあり、とりわけ女性の社会進出が進んでいる中で、仕事と子育ての両立支援施策の一つである児童育成クラブへの期待が高まっている。

このような状況の中、児童育成クラブの管理・運営について、国が定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）や「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）に沿って適切に行われているか、児童が安心・安全に過ごせる施設及び環境が提供されているかを監査し、今後の児童育成クラブの適切な管理・運営に資することを目的とする。

## 4 監査の期間

平成 29 年 7 月 18 日～平成 30 年 3 月 29 日

## 5 監査の対象

対象事務 児童育成クラブの管理・運営に係る事務事業

対象部局 教育委員会事務局 教育総務部 青少年教育課

## 6 監査の方法

児童育成クラブの管理・運営に関する資料の提出を求め、監査の着眼点に基づき書類審査を行うとともに、児童育成クラブの一部について必要に応じて実地監査を行った。

## 【実地監査を行った児童育成クラブ】

	中 央 区	東 区	西 区	南 区	北 区
公 営	帯山小学校 児童育成クラブ	託麻南小学校 児童育成クラブ	城西小学校 児童育成クラブ	田迎南小学校 児童育成クラブ	川上小学校 児童育成クラブ
	白山小学校 児童育成クラブ	西原小学校 児童育成クラブ	小島小学校 児童育成クラブ	飽田東小学校 児童育成クラブ	麻生田小学校 児童育成クラブ
	出水小学校 児童育成クラブ	桜木東小学校 児童育成クラブ	古町小学校 児童育成クラブ	日吉小学校 児童育成クラブ	西里小学校 児童育成クラブ
	壺川小学校 児童育成クラブ	月出小学校 児童育成クラブ	-	中緑小学校 児童育成クラブ	-
	本荘小学校 児童育成クラブ	若葉小学校 児童育成クラブ	-	-	-
民 営	-	-	-	浄法たから保育園 児童育成クラブ	植木子どもの城
	-	-	-	限庄校区 児童育成クラブ	すいかクラブ

## 7 監査の着眼点

監査を実施するに当たって、主な着眼点を次のとおり設定した。

- (1) 児童育成クラブの概要について
- (2) 児童育成クラブの入会児童について
- (3) 児童育成クラブの指導員等について
- (4) 児童育成クラブの管理及び運営について
- (5) 保護者、学校及び地域等との連絡や連携について
- (6) 児童育成クラブの衛生管理及び安全対策について
- (7) 児童育成クラブの施設及び設備について

## 8 監査の結果

- (1) 児童育成クラブの概要について

### ア 開設状況について

本市では、92 小学校区のうち 91 小学校区に児童育成クラブが開設されている。飽田南小学校区のみ未開設である。公営の児童育成クラブが開設されている小学校区は 80 校区、民営は 11 校区である。

児童育成クラブの開設状況は、表 1 のとおりである。



【表 1】 児童育成クラブの開設状況

(単位：校区)

区 分	中 央 区	東 区	西 区	南 区	北 区	合 計
小学校区	19	18	13	21	21	92
児童育成クラブ開設校区	19	18	13	20	21	91
公 営	19	18	13	17	13	80
民 営	—	—	—	3	8	11

平成29年4月1日現在

イ 設置状況について

本市では、91 小学校区に 94 の児童育成クラブが設置されている。放課後児童健全育成事業者（運営主体）（以下「運営主体」という。）別にみると、公営による運営が 80 クラブ（85.1%）、民営による運営は 14 クラブ（14.9%）あり、その内訳は社会福祉法人と保護者会で 7 クラブずつである。

児童育成クラブの設置及び児童育成クラブの分布状況は、表 2 及び図 1 のとおりである。

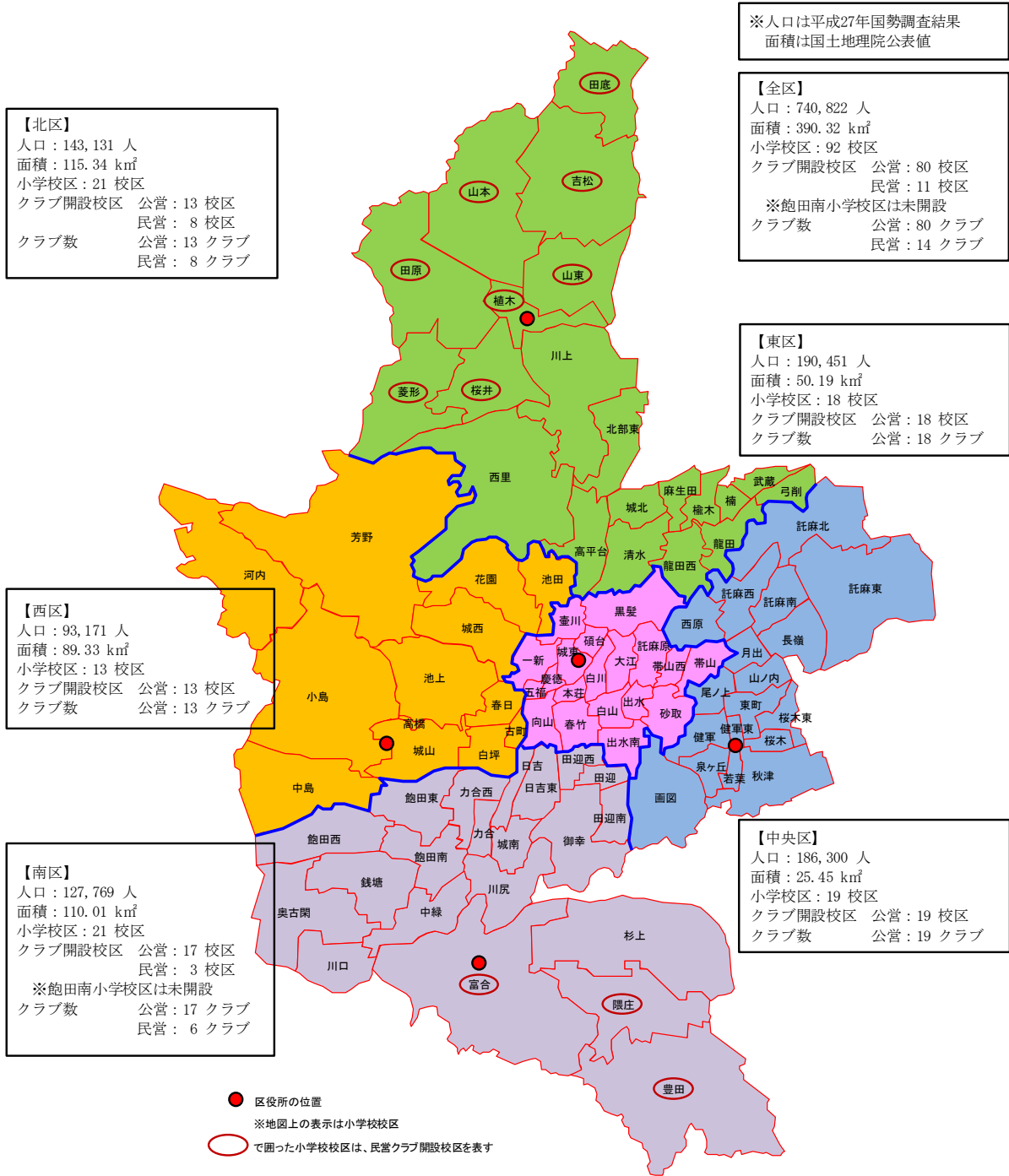
【表 2】 児童育成クラブの設置状況

(単位：クラブ)

区 分	中 央 区	東 区	西 区	南 区	北 区	合 計
児童育成クラブ数	19	18	13	23	21	94
公 営	19	18	13	17	13	80
民 営	—	—	—	6	8	14
社会福祉法人	—	—	—	5	2	7
保護者会	—	—	—	1	6	7

平成29年4月1日現在

【図1】児童育成クラブの分布



ウ 「支援の単位」(施設)の状況について

国が定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」(平成26年5月30日雇児発0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(以下「省令基準等」という。)によれば、放課後児童健全育成事業における支援は、「支援の単位」(施設)ごとに行われ、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを「支援の単位」(施設)と定義されている。

本市の児童育成クラブの「支援の単位」(施設)における運営は、143の施設で実施されている。施設形態別にみると、小学校の敷地内、近隣地にある公設施設で実施されている専用施設が91施設(63.6%)、小学校の余裕教室や共用教室を利用して実施されている学校施設が28施設(19.6%)、コミュニティセンター内の一部を利用して実施されている施設が16施設(11.2%)、その他が1施設(0.7%)、民設施設が7施設(4.9%)となっている。

児童育成クラブの「支援の単位」(施設)の状況は、表3のとおりである。

【表3】児童育成クラブの「支援の単位」(施設)の状況

(単位：施設)

区分	専用施設			学校施設			コミセン	その他	民設施設	合計
	公設施設		リース	余裕教室	共用教室					
	市所有									
公営	84	71	13	27	11	16	16	1	0	128
民営	7	7	0	1	1	0	0	0	7	15
合計	91	78	13	28	12	16	16	1	7	143
割合	63.6%			19.6%			11.2%	0.7%	4.9%	100.0%

※公営のその他の1施設は、まちづくり交流センターである。平成29年10月末日現在

エ 開所日・開所時間の状況について

公営の児童育成クラブにおいては、「熊本市放課後児童健全育成事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき事業を実施する日及び時間が決められており、これに基づき開所されている。

民営の児童育成クラブにおいては、児童育成クラブごとに定められている運営規程に基づき、開所されている。

開所日・開所時間の状況は、表4のとおりである。

【表 4】 開所日・開所時間の状況

		平日の開所時間	土曜日の開所時間	夏休み等長期の開所時間
公 営		放課後～18:00	8:00～18:00	8:00～18:00
民 営	浄法たから保育園児童育成クラブ	15:00～18:30	7:00～18:00	7:00～18:00
	まこと児童育成クラブ	14:30～18:00	8:00～17:00	8:00～18:00
	第一幼稚園児童育成クラブ	14:00～19:00	7:00～17:00	7:00～19:00
	こぼと放課後児童クラブ	14:00～19:00	7:00～18:00	7:00～19:00
	小木児童クラブ	14:00～18:00	7:00～19:00	7:00～19:00
	隈庄校区児童育成クラブ	14:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00
	すいかクラブ	14:00～18:30	8:00～18:00	7:30～18:30
	やまびこクラブ	15:00～18:00	8:00～18:00	8:00～18:00
	たんぽぽクラブ	放課後～18:00	8:00～13:00	8:00～18:00
	ひしっこクラブ	14:00～18:00	8:00～12:00	8:00～18:00
	さくらっ子クラブ	放課後～18:00	8:00～18:00	8:00～18:00
	植木こどもの城	12:00～19:00	7:30～13:00	7:30～19:00
	えのきっ子クラブ	14:00～18:00	8:00～18:00	8:00～18:00
	たけのっこクラブ	15:00～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00

※たんぽぽクラブの土曜日の開所は第2・第4土曜日に限られる。

オ 利用者負担金等の徴収について

(ア) 利用者負担金について

公営の児童育成クラブにおいては、熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例に基づき、児童1人につき月額4,300円(2人目以降2,150円)が公金として徴収されている。また、民営の児童育成クラブにおいては、各クラブの運営規程に基づき、児童1人につき月額1,500～8,000円が徴収されている。

公営の児童育成クラブの平成28年度決算における利用者負担金の状況は、表5のとおりである。

【表 5】 利用者負担金の状況 (平成28年度決算)

(単位:円、%)

区 分	調定額(A)	収入済額(B)	収納率	不納欠損額	収入未済額
合 計	208,672,940	196,272,640	94.1	1,481,350	11,022,150
現年度分	197,400,490	193,985,040	98.3	0	3,518,650
滞納繰越分	11,272,450	2,287,600	20.3	1,481,350	7,503,500

※収入済額の中には、103,200円の還付未済額が含まれている。

(イ) その他保護者が負担する費用について

公営の児童育成クラブにおいては、実施要綱に基づき、保護者が支払うべき実費徴収現金である以下の費用が公金外現金として徴収されている。

- ・スポーツ安全保険加入費用（年額 900 円）
- ・おやつ代（月額 2,000 円程度）、教材費等（実費）

民営の児童育成クラブにおいては、各クラブの運営規程に基づき、保護者が支払うべき実費徴収現金（以下「保護者徴収金」という。）として、以下の費用が徴収されている。

- ・スポーツ安全保険加入費用（年額 200 円～1,530 円）
- ・おやつ代（月額 500 円～2,600 円）、入会金（入会時 2,000 円～5,000 円）

カ 民間の児童育成クラブに対する運営費補助について

民間で児童育成クラブを運営する事業者に対し、「熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、運営経費の一部が補助されている。

現在、児童の保護者等で構成する団体や子育て支援を目的として活動する非営利特定法人の 14 団体に対して補助金が交付されている。

民間の児童育成クラブに対する運営費補助の交付状況は、表 6 のとおりである。

【表 6】 民間の児童育成クラブに対する運営費補助の交付状況

（単位：円）

事業者	団体数	補助金額	
		平成 28 年度 交付確定額	平成 29 年度 交付決定額
社会福祉法人	7団体	65,083,000	76,258,000
保護者会	7団体		

(2) 児童育成クラブの入会児童について

ア 入会児童数の状況について

(ア) 入会児童数の推移

平成 29 年 4 月末日現在における児童育成クラブの入会児童数は 6,565 人で、前年度に比べ 227 人・3.6%増加しており、年々増加傾向にある。また、平成 25 年度と比較すると 1,356 人・26.0%増加している。平成 28 年度における月ごとの入会児童数をみると、小学校の授業の長期休業となる夏休み期間が含まれる 7 月が最も多くなり、3 月が最も少なくなっている。

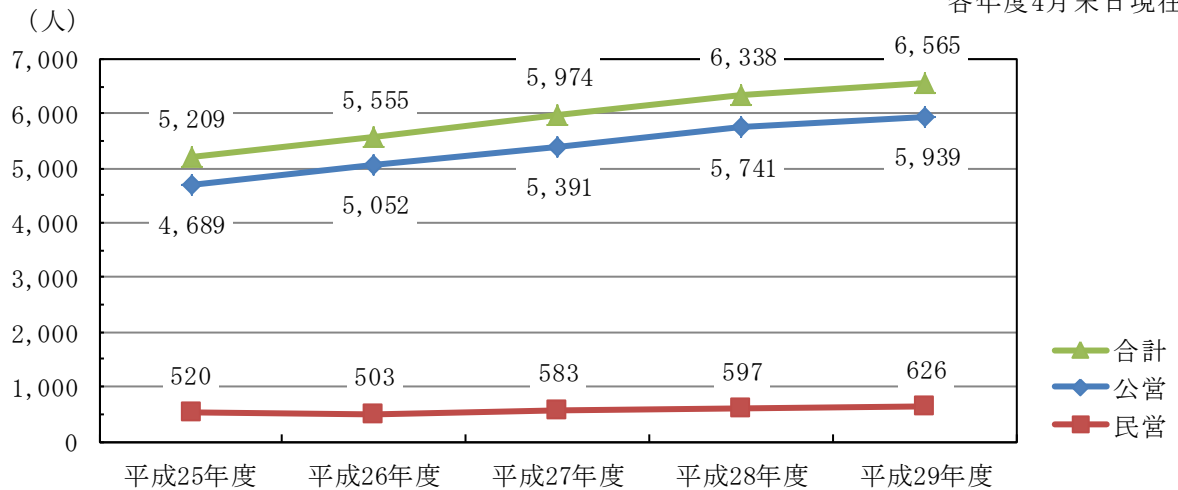
入会児童数の年度ごと推移及び平成 28 年度における月ごと推移は、表 7 及び表 8 のとおりである。

【表 7】 入会児童数の年度ごと推移

(単位：人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公 営	4,689	5,052	5,391	5,741	5,939
民 営	520	503	583	597	626
合 計	5,209	5,555	5,974	6,338	6,565
対前年度比	-	6.6%	7.5%	6.1%	3.6%

各年度4月末日現在

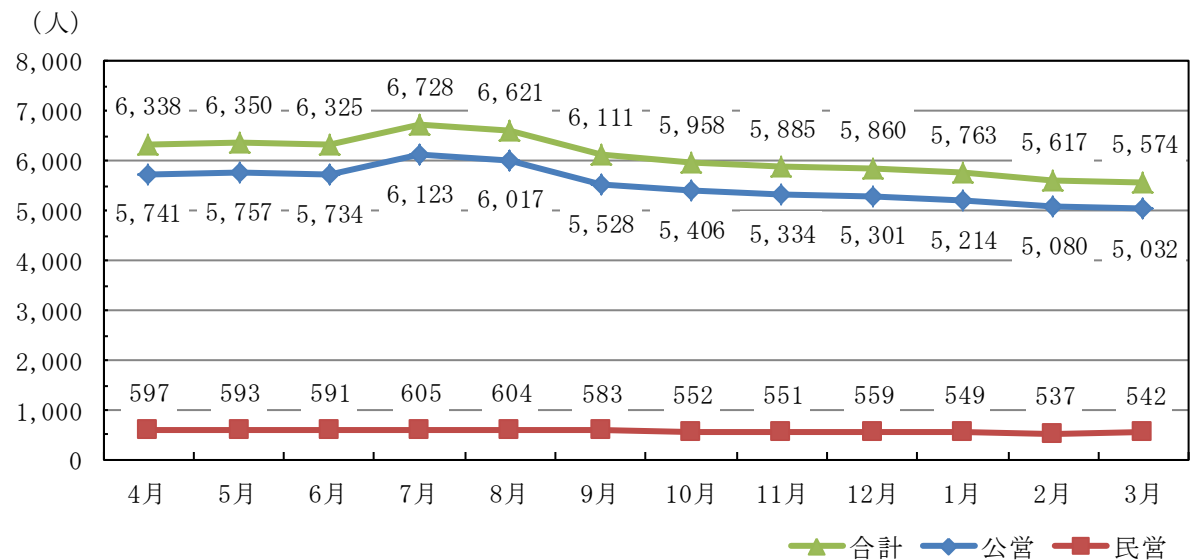


【表 8】 入会児童数の月ごと推移 (平成 28 年度)

(単位：人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
公 営	5,741	5,757	5,734	6,123	6,017	5,528	5,406	5,334	5,301	5,214	5,080	5,032	5,522
民 営	597	593	591	605	604	583	552	551	559	549	537	542	572
合 計	6,338	6,350	6,325	6,728	6,621	6,111	5,958	5,885	5,860	5,763	5,617	5,574	6,094

各月末日現在

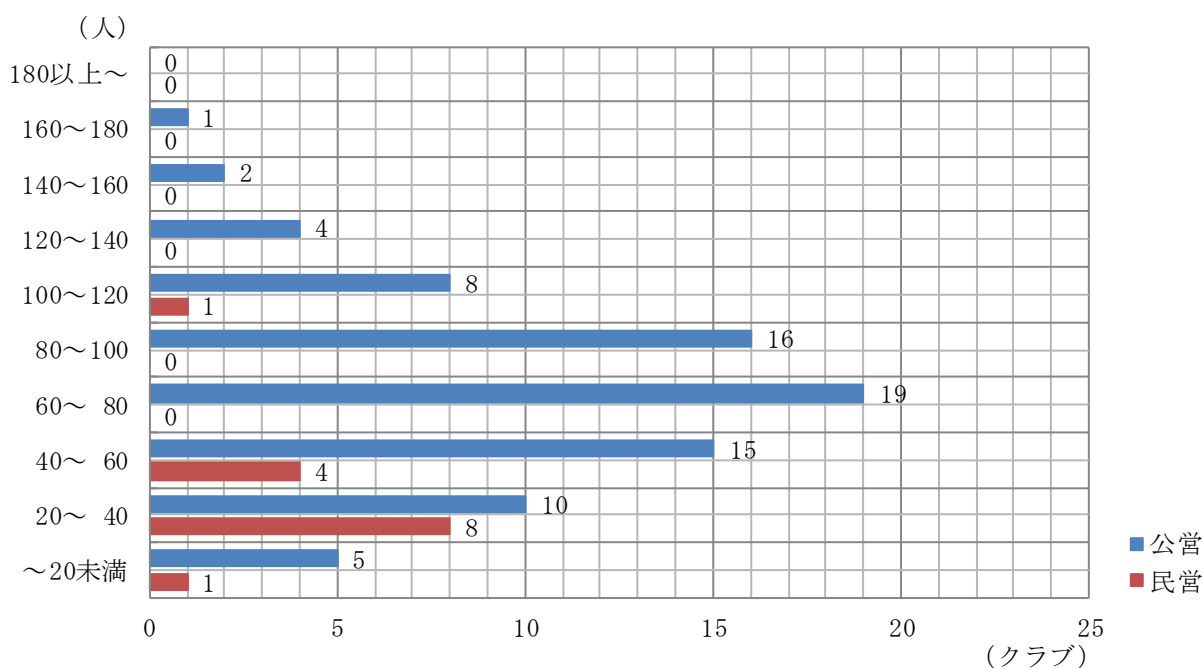


#### (イ) 入会児童数の分布状況

入会児童数 6,349 人（平成 29 年 9 月末日現在）における 1 児童育成クラブ当たりの平均児童数は 67.5 人であり、最少は 10 人、最多は 167 人である。クラブごとに分布をみると、最も多いのは「60 人以上～80 人未満」と「40 人以上～60 人未満」が同数の 19 クラブ、次いで「20 人以上～40 人未満」の 18 クラブ、「80 人以上～100 人未満」の 16 クラブ等となっている。

入会児童数の分布状況は、グラフ 1 のとおりである。

【グラフ 1】 入会児童数の分布



平成29年9月末日現在

#### (ウ) 学年別における入会児童数及び障がい児童数の状況

放課後児童健全育成事業の対象児童は、平成 24 年の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、平成 27 年 4 月から、それまでの「おおむね 10 歳未満」から「小学校に就学している子ども」となり小学校 6 年生まで拡大されている。

公営の児童育成クラブにおいては、実施要綱に基づき、定員を設けず面積要件の許す限り受け入れていることから、施設の狭隘さが顕著で、面積の余裕がある一部のクラブを除いて対象児童を 3 年生までとしている。障がいのある児童については 6 年生まで入会が可能である。

民営の児童育成クラブにおいては、各クラブの運営規程に定員を定めているクラブや定員を定めず面積要件の許す限り受け入れているクラブもある。入会できる学年については、運営規程には定められていないが、クラブの状況に依り、障がいのある児童も含め 6 年生までの入会を可能としているクラブもある。

現在のところ公営・民営ともに待機児童はいない。

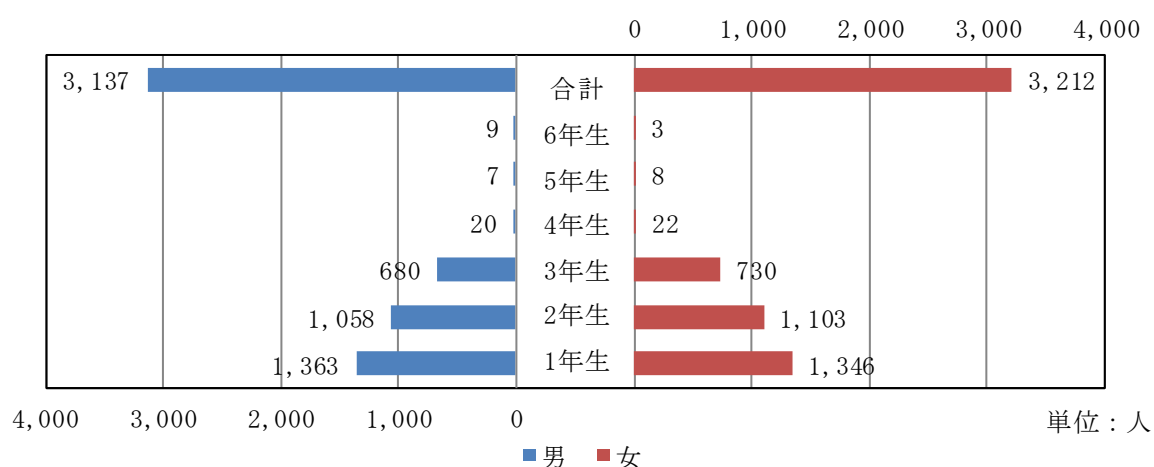
学年別の入会児童数及び障がい児童数の状況は、表 9 及び表 10 のとおりである。

【表 9】 学年別入会児童数の状況

(単位：人)

学 年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合 計	比 率
男	1,363	1,058	680	20	7	9	3,137	49.4%
女	1,346	1,103	730	22	8	3	3,212	50.6%
合 計	2,709	2,161	1,410	42	15	12	6,349	100.0%
比 率	42.7%	34.0%	22.2%	0.7%	0.2%	0.2%	100.0%	

平成29年9月末日現在



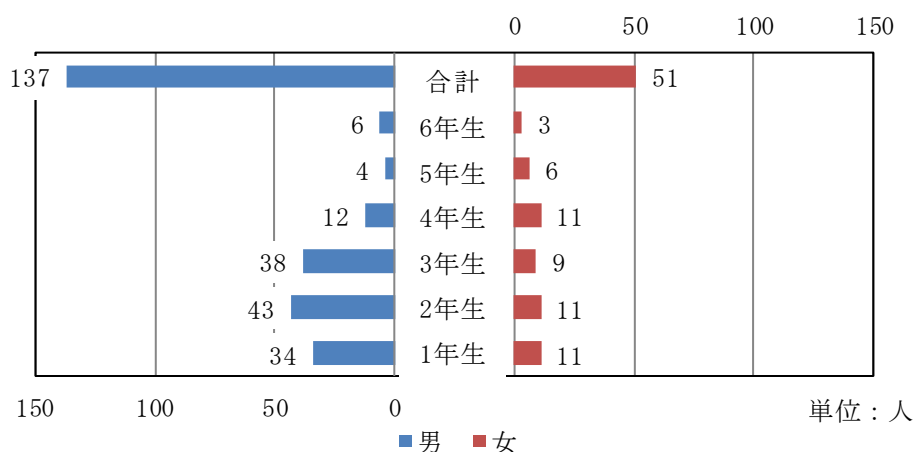
【表 10】 学年別障がい児童数の状況

(単位：人)

学 年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合 計	比 率
男	34	43	38	12	4	6	137	72.9%
女	11	11	9	11	6	3	51	27.1%
合 計	45	54	47	23	10	9	188	100.0%
比 率	23.9%	28.7%	25.0%	12.2%	5.3%	4.8%	100.0%	

平成29年9月末日現在

※表中の比率で内訳と合計が一致していないのは、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しているためである。





イ 専用区画の分布及び児童1人当たりの面積の状況について

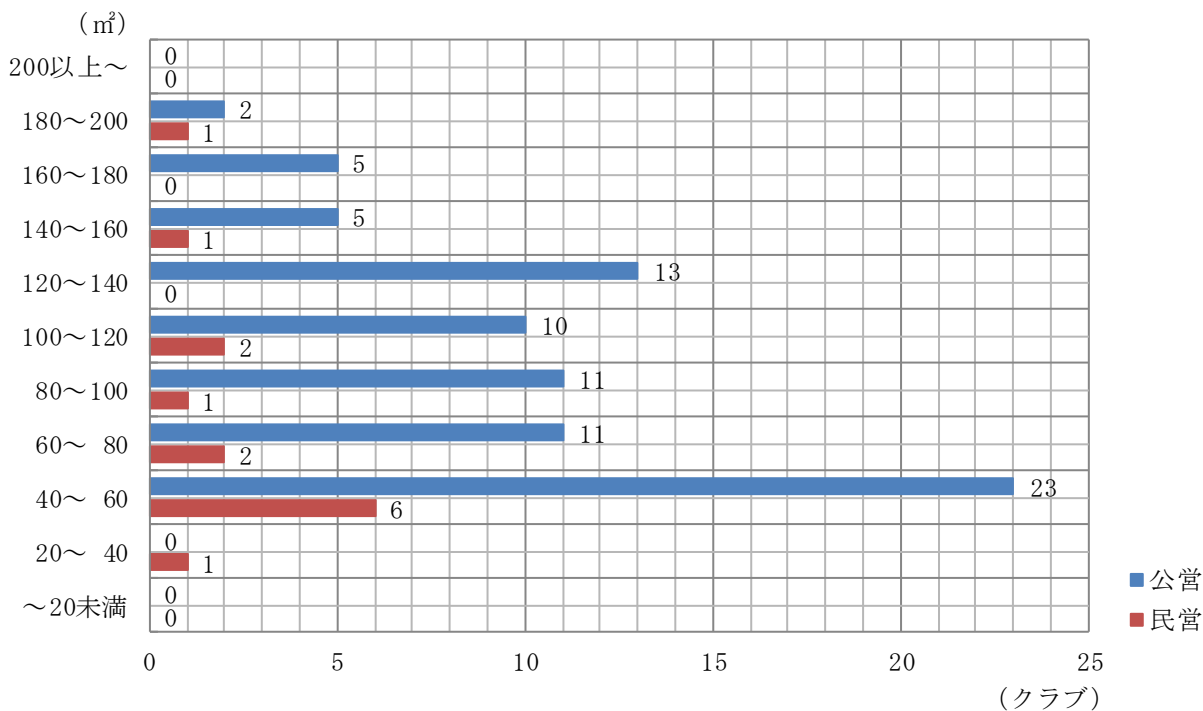
省令基準等によれば、放課後児童クラブには、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けることとされ、専用区画の面積は、児童1人につき「おおむね1.65㎡以上」でなければならないとされている。「熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「基準を定める条例」という。）では、経過措置として当分の間「おおむね1.125㎡以上」とされ、さらに「基準を定める条例附則第2条第2項の市長が別に定める基準を定める要綱」（以下「基準を定める要綱」という。）により「おおむね0.81㎡以上」とされている。

本市の児童育成クラブにおける施設の専用区画の面積については、最小は32.86㎡、最大は189.65㎡となっている。クラブごとに分布をみると、最も多いのは、「40㎡以上～60㎡未満」の29クラブで、次いで「120㎡以上～140㎡未満」と「60㎡以上～80㎡未満」が同数の13クラブ、「100㎡以上～120㎡未満」と「80㎡以上～100㎡未満」が同数の12クラブ等となっている。

児童1人当たりの面積については、最小は0.86㎡、最大は9.46㎡となっており、面積が国の基準である「おおむね1.65㎡以上」を下回るクラブは42クラブある。

専用区画の分布及び児童1人当たりの面積の状況は、グラフ2及び表11のとおりである。

【グラフ2】専用区画の分布状況

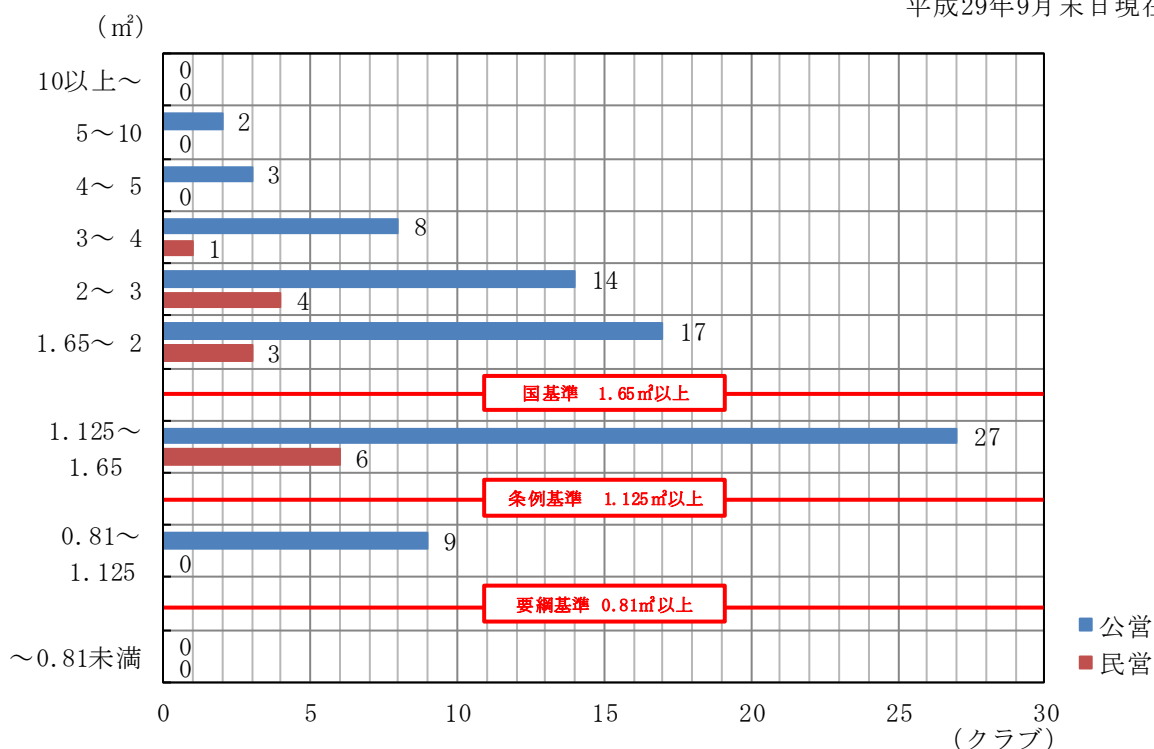


【表 11】 児童 1 人当たりの面積の状況

(単位：クラブ)

区 分	0.81㎡未満	要綱基準 0.81㎡以上	条例基準 1.125㎡以上	国基準 1.65㎡以上	合 計
公 営	0	9	27	44	80
民 営	0	0	6	8	14
合 計	0	9	33	52	94
割 合	0.0%	9.6%	35.1%	55.3%	100.0%

平成29年9月末日現在



ウ 一の「支援の単位」(施設)を構成する児童数の状況について

省令基準等によれば、一の「支援の単位」(施設)を構成する児童の数は、「おおむね 40 人以下」とされている。また、国が策定した「放課後児童クラブ運営指針」及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」(厚生労働省編)(以下「運営指針等」という。)によれば、児童育成クラブの適切な生活環境と児童の健全な育成と遊び及び生活の支援(以下「育成支援」という。)の内容が確保されるように、施設設備及び職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要であるとされている。なお、ここでの「児童の数」は、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申し込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申し込みをした児童)の平均利用人数を加えた数をいう。

本市の基準を定める条例では、経過措置として当分の間「おおむね 60 人以下」とされ、さらに基準を定める要綱により「おおむね 90 人以下」とされている。

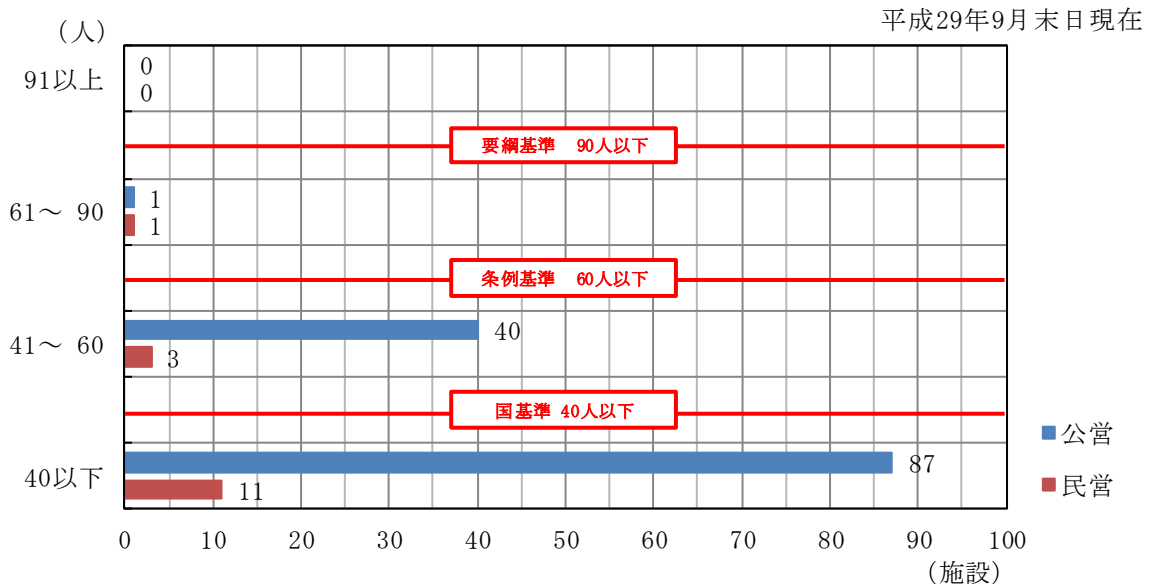
平成29年9月末日現在における一の「支援の単位」(施設)を構成する児童数については、最少は9人、最多は64人となっており、児童数が国の基準である「おおむね40人以下」を上回る施設は45施設である。

一の「支援の単位」(施設)を構成する児童数の状況は、表12のとおりである。

【表12】一の「支援の単位」(施設)を構成する児童数の状況

(単位：施設)

区分	国基準 40人以下	条例基準 60人以下	要綱基準 90人以下	91人以上	合計
公 営	87	40	1	0	128
民 営	11	3	1	0	15
合 計	98	43	2	0	143
割 合	68.5%	30.1%	1.4%	0.0%	100.0%



エ 特に配慮を必要とする児童への対応について

運営指針等によれば、運営主体は、障がいのある児童や特別の支援を必要とする児童への対応については、適切な職員配置及び環境整備を行い、保護者、関係機関と連携して適切な育成支援に努め、保護者や児童のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意することとされている。

公営の児童育成クラブにおいては、「熊本市児童育成クラブ指導員配置基準」(以下「配置基準」という。)が定められ、障がい、その他特に支援を要する児童がいる場合は、配置基準に基づき指導員を加配し対応されていた。また、民営の児童育成クラブにおいても、指導員を必要に応じて加配し対応されていた。

プライバシー保護や守秘義務に関することについては、指導員等の研修などで注意喚起が行われ、個人情報記載された書類は施錠できる場所へ保管するなどの対策がとられていた。

加配対象児童及び加配指導員の状況は、表 13 のとおりである。

【表 13】 加配対象児童及び加配指導員の状況

(単位：人)

区 分	加配対象児童	加配指導員
公 営	355	151
民 営	19	9
合 計	374	160

平成29年9月末日現在

(3) 児童育成クラブの指導員等について

ア 指導員等の状況について

本市では、公営の児童育成クラブに指導員及び専任指導員（以下「指導員等」という。）を配置し、育成支援を行っている。また、学校長の経歴を持つ者を巡回指導員として任用し、各クラブを巡回しクラブの運営や特に配慮が必要な児童への対応などの指導・助言等を行う取組がなされている。

(ア) 指導員

指導員は、熊本市児童育成クラブ指導員設置要綱に基づき、公募の上、選考により任用されている。

平成 29 年 9 月末日現在における指導員数は 491 人である。

報酬は、1 時間当たり 870 円であり、職務内容は以下のとおりとなっている。

- a 入会児童に対する生活指導に関すること。
- b 入会児童の健康管理及び安全管理に関すること。
- c 入会児童の出席状況の把握に関すること。
- d 児童育成クラブの物品管理、その他必要な事務に関すること。
- e 上記 a から d に掲げるもののほか、児童育成クラブの目的達成に必要な事項

(イ) 専任指導員

専任指導員は、熊本市児童育成クラブ専任指導員設置要綱に基づき、指導員として既に任用されている者の中から選考により任用されている。

平成 29 年 9 月末日現在における専任指導員数は 45 人である。

報酬は、1 時間当たり 970 円であり、職務内容は熊本市児童育成クラブ指導員設置要綱第 3 条に掲げる職務のほか、以下のとおりとなっている。

- a 児童育成クラブの総括に関すること。
- b 青少年教育課との連絡調整に関すること。

- c 学校及び児童育成クラブ運営委員会との連絡調整に関すること。
- d 提出書類等の管理に関すること。
- e 上記 a から d に掲げるもののほか、青少年教育課長が指示する業務

(ウ) 巡回指導員

巡回指導員は、熊本市児童育成クラブ巡回指導員設置要綱に基づき、公募の上、選考により任用されている。

平成 29 年 9 月末日現在における巡回指導員数は 15 人である。

報酬は、月額 123,300 円であり、職務内容は以下のとおりとなっている。

- a 青少年教育課、各児童育成クラブ及び学校等との連携及び連絡に関すること。
- b 児童育成クラブ専任指導員及び児童育成クラブ指導員に対する指導、助言及び研修に関すること。
- c 児童育成クラブ入会児童の課題に関すること。
- d 児童育成クラブ専任指導員及び児童育成クラブ指導員の人事評価に関すること。
- e 上記 a から d に掲げるもののほか、児童育成クラブの目的達成に必要な事項

イ 指導員等の男女別、勤務年数及び年齢構成の状況について

平成 29 年 9 月末日現在における指導員等の数は 621 人である。運営主体別にみると、公営の児童育成クラブは 536 人 (86.3%)、民営の児童育成クラブは 85 人 (13.7%) となっており、男女別にみると、男は 42 人 (6.8%)、女は 579 人 (93.2%) となっている。また、勤務年数別にみると、最も多いのは「5 年以上」の 183 人 (29.5%) で、次いで「1 年以上 2 年未満」の 127 人 (20.5%)、「3 年以上 4 年未満」の 87 人 (14.0%) 等となっている。

公営の児童育成クラブの指導員等 536 人における平均年齢は 55.4 歳である。年齢構成をみると、最も多いのは「50 代」の 273 人 (50.9%) で、次いで「60 代」の 145 人 (27.1%)、「40 代」の 79 人 (14.7%) 等となっており、最年少は 19 歳、最高齢は 77 歳である。

指導員等の男女別、勤務年数及び公営の児童育成クラブにおける指導員等の年齢構成の状況は、表 14、表 15 及び表 16 のとおりである。

【表 14】指導員等の男女別の状況

(単位：人)

区 分	男	女	合 計
公 営	27	509	536
民 営	15	70	85
合 計	42	579	621
比 率	6.8%	93.2%	100.0%

平成29年9月末日現在

【表 15】指導員等の勤務年数の状況

(単位：人)

区 分	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上	合 計
公 営	54	105	76	78	62	161	536
民 営	19	22	8	9	5	22	85
合 計	73	127	84	87	67	183	621
比 率	11.8%	20.5%	13.5%	14.0%	10.8%	29.5%	100.0%

平成29年9月末日現在

※表中の比率で内訳と合計が一致していないのは、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しているためである。

【表 16】公営の児童育成クラブにおける指導員等の年齢構成の状況

(単位：人)

区 分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合 計
公 営	1	9	11	79	273	145	18	536
比 率	0.2%	1.7%	2.1%	14.7%	50.9%	27.1%	3.4%	100.0%

平成29年9月末日現在

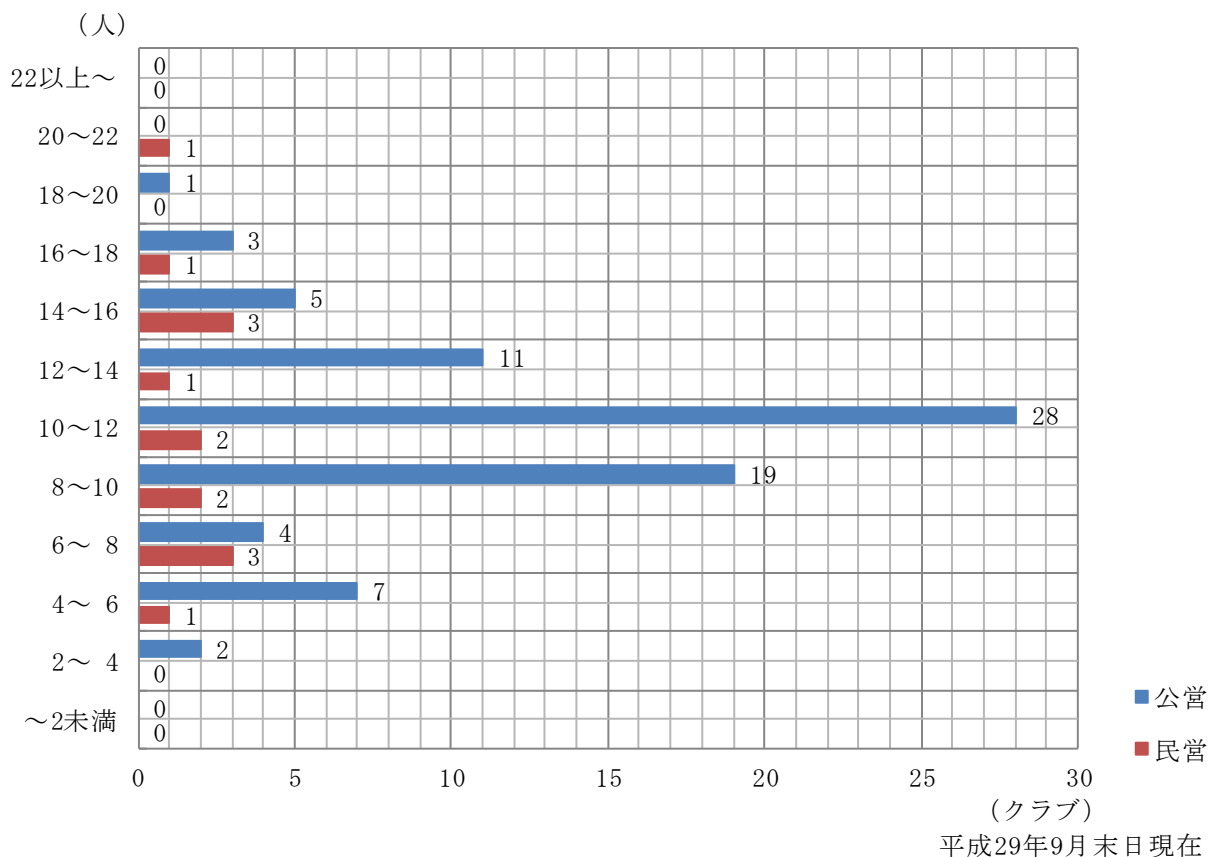
※表中の比率で内訳と合計が一致していないのは、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しているためである。

## ウ 指導員等 1 人当たりの児童数の分布状況について

平成 29 年 9 月末日現在における指導員等 1 人当たりの平均児童数は 10.2 人である。クラブごとに分布をみると、最も多いのは「10 人以上～12 人未満」の 30 クラブで、次いで「8 人以上～10 人未満」の 21 クラブ、「12 人以上～14 人未満」の 12 クラブ等となっており、最少は 2.5 人、最多は 20.0 人である。

指導員等 1 人当たりの児童数の分布状況は、グラフ 3 のとおりである。

【グラフ 3】 指導員等 1 人当たりの児童数の分布



#### エ 放課後児童支援員の配置状況について

省令基準等によれば、放課後児童健全育成事業者は、「支援の単位」(施設)ごとに2人以上の放課後児童支援員(以下「支援員」という。)を置かなければならない(ただし、その1人を除き、補助員(支援員が行う支援について支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる)とされている。この支援員は、放課後児童クラブを開所している時間帯を通じて配置させる必要がある。また、支援員は、保育士や社会福祉士の資格を有する者、教員免許状を有する者などの要件を満たし、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないとされている。

なお、この都道府県知事が行う研修の修了については、平成32年3月31日までの経過措置が設けられ、「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とされている。

平成29年9月末日現在における支援員の有資格者数は164人であり、その内訳は公営の児童育成クラブは146人、民営の児童育成クラブは18人となっている。今年度は71人(公営68人、民営3人)の指導員等が、熊本県が実施している放課後児童支援員認定研修を受講しており、平成31年度までの2年間で支援員の適正配置に向け計画的に受講が進められている。

## オ 指導員等の研修状況について

省令基準等によれば、運営主体は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないとされている。また、運営指針等によれば、放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められている。

このような中、公営の児童育成クラブにおいては、青少年教育課が年間計画を立て、指導員等に対する研修を実施し、指導員等の資質の向上が図られていた。

また、民営の児童育成クラブにおいても、青少年教育課が実施している研修を受講したり、独自にテーマを決めた研修会を実施したりするなどの取組が行われていた。

しかしながら、今回の実地監査において、指導員等へ他のクラブの様子を話すと大変関心を持って話に耳を傾けたり、また、民営の指導員からは、公営の指導員と同様に児童の育成や保護者からの要望等への悩みを持っており、交流の場を持ちたいとの声もあつたりしたことから、青少年教育課においては、現在行われている研修のグループ討議の中に、クラブで工夫している事を持ち寄って行う勉強会や、公営・民営の指導員同士による意見交換会を組み込むなど、研修内容の更なる充実に向けて検討されたい。

平成 29 年度の主な研修の実施状況は、表 17 のとおりである。



【表 17】平成 29 年度の主な研修の実施状況

実施日	研修名	研修内容	目的
4月18日	新任指導員研修会	○巡回指導員講話 ○運営・サービスに関する説明	新任指導員に対して指導や運営・サービスに関する基本的な事項の研修
4月28日	第1回児童育成クラブ指導員全体研修会	○巡回指導員講話 ○運営に関する説明	運営に関する重要事項や変更点についての研修
5月22日	専任指導員研修会	○専任指導員の業務について ○グループ討議	専任指導員が集まったの意見交換の機会を設け、各クラブの運営改善に繋げる。
6月29日	第2回児童育成クラブ指導員全体研修会	○障がいのある子どもの理解と対応について	対応能力向上のための障がい児に関する研修
7月18日	第3回児童育成クラブ指導員全体研修会①	○室内でできる遊び・レクリエーション	活動内容の充実のためのレクリエーション研修
7月19日	第3回児童育成クラブ指導員全体研修会②	同上	同上
10月2日 ～ 11月30日	第1回ショート研修	○体罰の防止について	児童育成クラブの全指導員に対し巡回指導員から直接研修を実施することにより、日頃の運営に必要な事項を周知徹底し対応力の向上を図る
1月15日 ～ 3月16日	第2回ショート研修	○児童・保護者対応について	同上
1月13日 1月14日 1月27日 1月28日	放課後児童支援員認定研修	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 ○子どもを理解するための基礎知識 ○放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 ○放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 ○放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 ○放課後児童支援員として求められる役割・機能	この研修事業は、放課後児童支援員に対し、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的とする。

#### (4) 児童育成クラブの管理及び運営について

実地監査を行った児童育成クラブにおいて、児童育成クラブの運営に関する関係書類の確認及び聞き取り調査を行った。

##### ア クラブ日誌について

公営の児童育成クラブにおいては、クラブ日誌の施設管理欄の記載漏れ、運営委員会会長印の押印漏れ、記録者氏名の記載漏れが見受けられた。

青少年教育課作成の児童育成クラブ指導の手引き（以下「指導の手引き」という。）によると、クラブ日誌は、運営委員会会長に週 1 回提出し確認印を得るよう指示されているが、2 週間あるいは、月 1 回しか提出していないクラブも見受けられた。なお、運営委員会会長は、運営委員の中から互選をしているが、全クラブとも学校長が就任している。

民営の児童育成クラブにおいては、適正に記載されていた。

クラブ日誌の施設管理欄は、青少年教育課作成の危機管理マニュアルの中の安全点検表をもとに、毎日の開始前に点検内容の項目を点検の上、異常の有無を記載することになっているため、遺漏なく記載されたい。

また、クラブ日誌の会長への提出についても、学校側がクラブでの児童の様子を把握し対応するためにも、週 1 回の提出を遵守されたい。

##### イ 運営規程について

省令基準等によれば、運営主体は、放課後児童クラブごとに、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないとされている。

公営の児童育成クラブの運営規程においては、青少年教育課で実施要綱が制定され、民営の児童育成クラブにおいても、クラブごとに運営規程が定められており、これらの規程に基づき運営が行われていた。

##### ウ 適正な会計管理について

実地監査において、出納簿等の定期的な検査や決算報告について確認を行ったところ、公営の児童育成クラブで以下のような事項が見受けられた。

- ・月次報告書の年度及び日付の記載漏れが見受けられた。
- ・おやつ代等の平成 28 年度の決算報告書で、会計報告 3 月 30 日、監査 3 月 28 日となっており、日付の整合性が取れていないものが見受けられた。
- ・現在使用されている会計報告書兼監査報告書で、運営側である運営委員会会長が監査を行う形となっており、誤った取扱いとなっていた。

民営の児童育成クラブにおいては、会計報告及び監査報告が定期的に実施されており、適正な会計管理が行われていた。

[指摘事項 1]

運営指針等に基づき、出納簿等の定期的な検査や決算報告を行う場合には、適正な会計管理を行うことが必要である。

今回、決算報告で見受けられた日付の不整合については、今後同じような誤りが生じないよう適正に処理されたい。また、会計報告書兼監査報告書について、青少年教育課においては、監査の意義を十分に認識され、適正な様式となるよう改正されたい。

エ 現金等の管理状況、会計事務について

実地監査において現金の保管状況、備品の管理状況、会計帳簿等の確認を行ったところ、以下のような事項が見受けられた。

(ア) 現金の取扱いについて

公営の児童育成クラブにおける現金の保管については、「児童育成クラブにおける公金外現金の取扱いについて（通知）」によれば、現金は専用の預金口座にて管理するとともに、現金での保管は極力避け、現金を保管する場合は施錠可能な場所で保管することとされている。現状としては、ほとんどのクラブでおやつや教材等の購入で必要とされる現金が、小口現金として1万円程度保管されていた。

実地監査において、現金の取扱いについて確認を行ったところ、公営の児童育成クラブで以下のような事項が見受けられた。

- ・領収書の宛名の記載がないものが見受けられた。
- ・領収書を確認すると、勤務時間外や日曜日に購入したのものが見受けられた。
- ・指導員等が立替払いを行っていた。

[指摘事項 2]

現金で支払った際に徴する領収書については、宛名の記載漏れがないように留意されたい。また、おやつ代等は、熊本市教育委員会公金外現金取扱要綱において、実費徴収現金とされ、その管理に当たっては、公金と同様に適正に行うこととされていることから、現金保管は極力避けられ、立替払いについては厳に慎まされたい。

さらに、勤務時間外や日曜等の休日を買出しに行くことも、長らく現金を持ち出すこととなり、盗難や紛失などの事故や私金との混同のリスクがあるため、慎むべきである。このことについて、実地監査で聞き取りを行ったところ、勤務時間中に行き出しに行く時間がなかなか取れないという状況が背景としてあることが分かった。青少年教育課においては、こうした状況を是正するためにも、指導員等の勤務時間の見直しなど何らかの方策について検討されたい。

#### (イ) 備品の管理について

実地監査において、備品の管理について確認を行ったところ、以下のような事項が見受けられた。

- ・ 備品は青少年教育課で一括管理されており、配置先のクラブには、備品台帳が備えられておらず、備品シールも貼付されていなかったため、備品の確認ができなかった。(公営)
- ・ 備品台帳が整備されておらず、備品シールが貼付されていないところが見受けられた。(民営)

熊本市物品会計規則によれば、会計管理者等及び物品管理者は、備品の管理に関する帳簿を備え、その現況を明らかにしなければならないとされている。

そのため、青少年教育課で管理されている備品台帳の写しをクラブに保管するなどし、配置先との備品情報の共有が図られるよう適切な管理に努められたい。また、クラブの備品にも備品シールを遺漏なく貼付されたい。

民間の児童育成クラブにおいても、省令基準等にあるように、財産の状況を明らかにする帳簿を整備することとされていることから、備品台帳の整備に努められたい。

#### (ウ) 帳簿の取扱いについて

実地監査において、帳簿の取扱いの確認を行ったところ、以下のような事項が見受けられた。

- ・ スポーツ安全保険の預金出納簿において鉛筆書きの箇所が見受けられた。(公営)
- ・ あるクラブにおいて、非常時に購入するためのオムツ及び下着代として預かり金 585 円を所持していたが、帳簿へ記載がされていなかった。(公営)
- ・ 各クラブにおいて、おやつ代を収納した際に、児童名に日付のみが記載されており、誰が収納したのか分からない状態であった。(公営)
- ・ 切手を購入、保管してあったが、使用簿の作成がされていなかった。(公営)
- ・ 切手は必要がある時に購入しているとし、使用簿が作成されていなかった。(民営)

帳簿の重要性から記載に当たっては、消滅しにくいものを使用するとともに、記載漏れがないよう注意されたい。また、収納したおやつ代等の収納状況が明確となるよう努められたい。

さらに、切手については、換金性が高く、盗難・紛失などの事故につながりやすいため、購入、保管する場合には切手使用簿を適切に作成されたい。

## オ 事務環境について

公営の児童育成クラブでは、パソコンやプリンター等の事務機器が配備されておらず、会計事務処理や指導員等の事務処理、日々のクラブ日誌の作成、定期的発行するクラブだより、保護者への利用予定表・連絡通知文など、手書きにて処理を行っている状況にある。一部のクラブでは、指導員の私物のパソコンをクラブに持ち込み作業を行っているケースや、指導員等が自宅のパソコンで作業を行っているケースを実地監査での聞き取りで確認した。

また、インターネット環境が整備されておらず、青少年教育課との書類のやり取りはFAXで行われている。そのため、児童育成クラブから送られてきたサービス状況報告や月報、勤務予定表などの書類を、青少年教育課が指導員等の給与等に反映させるため、書類の情報をシステムに手入力している状況であった。

青少年教育課においては、指導員の業務実態を把握するとともに、自課における業務の効率性も考慮し、児童育成クラブの円滑な運営と指導員等の事務環境の改善に向け、事務機器やインターネット環境の整備を検討されたい。

## カ 運営委員会について

### (ア) 運営委員会の設置状況について

公営の児童育成クラブでは、実施要綱に基づき全ての児童育成クラブで「児童育成クラブ運営委員会」（以下「運営委員会」という。）が組織され、委員は学校長や学校職員、PTA、民生児童委員、保護者、自治会、校区青少年健全育成協議会、校区防犯協会連絡協議会等の代表者10人程度で構成されている。運営委員会は、児童育成クラブが適切な運営がなされ、地域一体となって、児童の健全育成を目的として、以下の業務を青少年教育課と連携して行うこととされている。

- a 児童の入退会要件に関する事。
- b 再任用に係る指導員の推薦に関する事。
- c 入会児童の健康、安全、生活指導等に関する事。
- d 入会児童保護者会に関する事。
- e 保護者から徴収する実費に関する事。
- f その他児童育成クラブに関する事。

民営の児童育成クラブの一部でも、公営と同様に地域団体の代表者等で構成される運営委員会が組織され、地域団体との連携を図る体制がとられていた。

運営委員会の設置状況は、表18のとおりである。

【表 18】 運営委員会の設置状況

(単位：クラブ)

区 分	設置している	設置していない	合 計
公 営	80	0	80
民 営	7	7	14
合 計	87	7	94
比 率	92.6%	7.4%	100.0%

## (イ) 運営委員会の会議の開催について

児童育成クラブの運営主体は、運営指針等により会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められている。このことから、青少年教育課においては、運営委員会の会議を地域社会への情報公開の一つとして位置づけ、公営の児童育成クラブに対し年1回程度の会議の開催を指導している。

しかしながら、約半数のクラブにおいて会議自体が開催されておらず、入級式などで委員が集まる機会はあるが、クラブにおける入会児童の活動状況や保護者徴収金の収支報告に関する会議等を開催しているクラブはさらに少なかった。また、「指導の手引き」においても、運営委員会の会議の具体的な開催時期や運営方法、会議の項目等が示されていなかった。

運営委員会を設置している民間の児童育成クラブにおいては、事業計画や収支報告などを運営委員会で承認を得る会議が開かれていた。

青少年教育課においては、運営委員会の役割や会議の運営方法等を具体的に「指導の手引き」へ記載するなどし、会議に対する指導員の認識を深められ会議が開催されるよう努められたい。

公営の児童育成クラブにおける運営委員会の会議の開催状況は、表19のとおりである。

【表 19】 公営の児童育成クラブにおける運営委員会の会議の開催状況

(単位：クラブ)

区 分	クラブ数	会議を開催している		会議を開催していない
		年2回以上	年1回	
公 営	80	5	37	38
比 率	100.0%	6.3%	46.3%	47.5%

※表中の比率で内訳と合計が一致していないのは、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しているためである。

## キ 運営内容の自己評価の実施と公表について

運営指針等によれば、児童育成クラブの運営主体は、その運営内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努めることとされている。また、評価を行う際には、児童や保護者の意見を取り入れて行うことが求められており、評価結果については、指導員等で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かすこととされている。

しかしながら、運営内容の自己評価の実施と公表についての方針や取組方法に関する規程が策定されておらず、全ての児童育成クラブにおいて自己評価の実施と公表が行われていなかった。

青少年教育課においては、運営指針等に示された意義を十分認識し、地域の実情や児童育成クラブの実態に応じて、評価の観点や項目を設定するなど、運営内容向上のための自己評価の実施と公表に係る規程等の策定について検討されたい。

## ク 要望・苦情への対応について

省令基準等によれば、運営主体は、児童や保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないとされている。また、運営指針等によれば、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、児童や保護者等に周知するとともに、その内容や対応については、指導員等で共有することにより、事業内容の向上に生かすこととされている。

受付窓口の設置については、公営の児童育成クラブの一部において、保護者等からの要望や苦情を指導員が受けた場合は、専任指導員へ報告するとともに指導員間で内容を共有し、状況によっては巡回指導員や運営委員会の会長である学校長と相談しながら対応する体制がとられていた。また、民営の児童育成クラブの一部でも、責任者を決め受付窓口を設置し対応する体制がとられていた。

保護者等への周知については、一部のクラブでは定期的に発行する通信への掲載や保護者会での説明などにより行われていた。

一方で、公営・民営ともに、受付窓口を設置していないクラブ、保護者等へ周知していないクラブも見受けられた。

児童や保護者等が要望や苦情を述べ易いようにするためにも、受付担当者を決め、そのことを児童育成クラブ内に掲示、通信等への掲載、保護者会での説明などの方法により周知されたい。具体的な苦情解決の体制や手順等については、運営指針等に示されている「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知。）を参考に取組まれたたい。

要望や苦情を受け付ける窓口の設置と周知状況は、表 20 のとおりである。

【表 20】 要望や苦情を受け付ける窓口の設置と周知状況

(単位：クラブ)

区 分	クラブ数	受付窓口の設置		保護者等への周知	
		している	していない	している	していない
公 営	80	38	42	15	65
民 営	14	13	1	11	3
合 計	94	51	43	26	68
比 率	100.0%	54.3%	45.7%	27.7%	72.3%

(5) 保護者、学校及び地域等との連絡や連携について

ア 保護者との連絡の確認について

公営・民営ともに、児童の出欠席の事前確認並びに児童育成クラブ及び家庭での様子などの連絡については、連絡帳、利用予定表、保護者の迎えの際の直接連絡及び電話等の方法により行われていた。また、指導員等の情報共有のため、ホワイトボードを活用し、児童の出欠予定、帰宅時間及び保護者の迎えの有無など、来所や帰宅の状況が一目で分かるような工夫がされており、児童の帰宅時の安全確保が図られているクラブもあった。

出欠席の事前確認方法の状況は、表 21 のとおりである。

【表 21】 出欠席の事前確認方法の状況（複数回答）

(単位：クラブ)

区 分	クラブ数	連絡帳や利用予定表による確認		保護者の迎えの際の確認		電話・FAX・メールによる確認	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
公 営	80	80	0	80	0	80	0
民 営	14	7	7	13	1	9	5
合 計	94	87	7	93	1	89	5
比 率	100.0%	92.6%	7.4%	98.9%	1.1%	94.7%	5.3%



【写真1】 ホワイトボードを活用した事例



イ 緊急時の保護者及び保護者以外の緊急連絡先の把握について

公営・民営ともに、児童の事故やケガ、急な発病、自然災害などにより保護者等へ連絡が必要な場合の緊急連絡先については、入会申込書等により保護者の自宅や携帯電話、勤務先が把握されており、また、保護者の緊急時の連絡先については、一覧表にまとめ迅速に連絡ができる工夫がされていた。さらに、ほとんどのクラブにおいて、保護者と連絡がとれない場合に対応するため、祖父母など保護者以外の連絡先も把握されていた。そして、入会申込書等は、施錠できるキャビネットに保管され、個人情報保護を考慮した対策がなされていた。

公営の児童育成クラブ 80 クラブ中 37 クラブが、各学校で運用されている安全・安心メールを活用し、クラブに入会している保護者のグループ登録を行い、一斉メール機能を利用して保護者へ連絡をとる体制がとられていた。

保護者以外の緊急連絡先の把握状況は、表 22 のとおりである。

【表 22】 保護者以外の緊急連絡先の把握状況

(単位：クラブ)

区分	把握できている	把握できていない	合計
公 営	80	0	80
民 営	13	1	14
合 計	93	1	94
比 率	98.9%	1.1%	100.0%

## ウ 保護者との連携について

保護者との連携については、児童育成クラブの運営状況や活動内容、児童の様子などを月1回程度発行する定期通信で知らせたり、年1回程度の保護者会、人形劇やスポーツ大会など児童や保護者が参加する行事を開催したりするなど、クラブ運営の理解が得られるような取組を行っているクラブもあった。

一方で、定期的な通信の発行や保護者会などの開催を行っていないクラブも見受けられた。

保護者に対しクラブの運営内容や児童の様子などを伝えることにより、保護者はクラブ全体の児童の様子などを知り、クラブへの理解をより深めることとなることから、定期的な通信の発行に努められたい。また、保護者会や行事等への参加は、同じ子育てをする保護者間の交流の場にもなることから、積極的に保護者会等の開催を計画されたい。

定期的な通信の発行や保護者会の開催、行事の実施状況は、表23のとおりである。

【表23】 定期的な通信の発行や保護者会の開催、行事の実施状況

(単位：クラブ)

区 分	クラブ数	定期的な通信の発行		保護者会の開催		行事の実施	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
公 営	80	69	11	65	15	38	42
民 営	14	4	10	8	6	9	5
合 計	94	73	21	73	21	47	47
比 率	100.0%	77.7%	22.3%	77.7%	22.3%	50.0%	50.0%

## エ 学校との連携について

学校との連携については、学校と定期的な連絡会を開催し、授業時間割や行事の予定、学校とクラブでの児童の様子など双方の情報交換や情報共有が行われていた。また、学校のクラス担任教諭が児童育成クラブに様子を見に来たり、児童育成クラブの指導員等が授業参観を利用して様子を見に行ったりするなど積極的に学校と連携がとられているクラブもあった。

一方で、定期的ではなく必要な時に連絡会を開催するクラブ、開催していないクラブも多数見受けられた。

児童が児童育成クラブと学校での日々の生活を円滑に過ごすためにも、学校との連携が必要不可欠である点を踏まえ、定期的な連絡会を開催し、情報交換や情報共有を図るとともに、児童の異変や問題が生じた際には、学校とすぐに連絡調整ができる関係の構築が必要である。また、運営指針等にあるように、特に新1

年生については、4月当初は学校生活にも不慣れであり、環境の変化も大きいことから、緊密な連携を図りたい。

学校との定期的な連絡会等の実施状況は、表24のとおりである。

【表24】 学校との定期的な連絡会等の実施状況

(単位：クラブ)

区 分	連絡会の開催			合 計
	定期的に開催している	必要な時に開催している	開催していない	
公 営	25	12	43	80
民 営	7	1	6	14
合 計	32	13	49	94
比 率	34.0%	13.8%	52.1%	100.0%

※表中の比率で内訳と合計が一致していないのは、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しているためである。

#### オ 地域団体との連携について

公営の児童育成クラブにおいては、地域団体の代表者等で構成される運営委員会が組織され、地域団体と一定の連携が図られる体制となっており、一部のクラブでは、入級式や退級式への運営委員の参列、地区ボランティアによる本の読み聞かせ、老人会との昔遊び、クラブ主催の行事への参加など地域団体との交流が行われていた。

民営の児童育成クラブにおいても、公営と同様に地域団体の代表者等で構成される運営委員会が組織され、連携が図られる体制となっており、一部のクラブでは、地域の農作物生産者との体験学習や地域団体との夏祭り、運動会などによる盛んな交流が行われていた。

一方で、地域団体との交流ではクラブの規模や状況により、取組内容や親密度などに温度差が感じられた。

児童の健全な育成と犯罪等からの安全確保のためには、地域団体との積極的な連携が有効であると思われることから、クラブの存在やその役割が認知され、地域団体の理解と協力が得られるような関係を構築できるよう、交流や情報交換の場を設けるなどの取組を講じられたい。

地域団体との交流の状況は、表25のとおりである。

【表 25】 地域団体との交流状況

(単位：クラブ)

区 分	交流あり	交流なし	合 計
公 営	40	40	80
民 営	6	8	14
合 計	46	48	94
比 率	48.9%	51.1%	100.0%

(6) 児童育成クラブの衛生管理及び安全対策について

ア 医薬品及び衛生管理の状況について

医薬品は、ほとんどの児童育成クラブに備えられており、施錠できる場所への保管や不足分の補充など適切な管理がされていた。トイレは清潔に保たれ、補充用のトイレットペーパーや手洗場の石鹼等が常備されており、衛生管理も適切に行われていた。また、児童の突発的な嘔吐などに対処できるよう学校の養護教諭に相談し、消毒液やゴム手袋、新聞紙などの用具一式を揃え、嘔吐セットとして常備しているクラブもあった。

医薬品の有無、適切な管理状況は、表 26 のとおりである。

【表 26】 医薬品等の有無と適切な管理状況

(単位：クラブ)

区 分	医薬品等を備えている		医薬品等を備えて いない	合 計
	管理されている	管理されていない		
公 営	80	0	0	80
民 営	13	0	1	14
合 計	93	0	1	94
比 率	98.9%	0.0%	1.1%	100.0%

イ 事故やケガの防止のための安全点検について

運営指針等によれば、運営主体は、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、指導員等の間で共有することとされている。また、日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修を行うこととされている。

公営の児童育成クラブでは、「危機管理マニュアル」が作成され「安全点検表」を用いてクラブ開所前に日常点検を実施するよう指導されている。しかしながら、毎日の点検を行っていないクラブ、点検表の存在を知らず点検表を用いた点検を行っていないクラブが見受けられた。

また、民営の児童育成クラブでもマニュアルは作成されているが、一部のクラブでは「安全点検表」を作成していないクラブ、作成していても活用されていないクラブが見受けられた。

[指摘事項3]

クラブでの日常の活動の中で起きる事故やケガを防止するためには、施設、設備、屋外遊びの場所及び遊具等について日常的に安全を確認することが重要である。このことから、青少年教育課においては、点検者によるバラつきが生じないよう点検項目を記載した「安全点検表」を用いた点検を行い、点検の結果については日誌などへ記録するよう指導するとともに、不具合がある場合には必要な補修等を行われたい。

毎日の安全点検の状況と点検表の有無の状況は、表 27 のとおりである。

【表 27】 毎日の安全点検の状況と点検表の有無

(単位：クラブ)

区 分	クラブ数	毎日の点検の実施		点検表を使った点検の実施		点検表	
		している	していない	している	していない	あり	なし
公 営	80	27	53	21	59	80	0
民 営	14	12	2	5	9	6	8
合 計	94	39	55	26	68	86	8
比 率	100.0%	41.5%	58.5%	27.7%	72.3%	91.5%	8.5%

ウ 防災や防犯に関する訓練等について

省令基準等によれば、運営主体は、非常災害に対する具体的計画を策定し、防災マニュアル等を備え、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも年2回以上実施することが望ましいとされている。また、運営指針等によれば、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図るとされている。

公営の児童育成クラブでは、「指導の手引き」や「危機管理マニュアル」が作成され災害等が発生した場合の対応や行動フローチャート、児童育成クラブ間の連絡網が示され迅速な対応ができる体制となっていた。しかしながら、年2回以上の実施や訓練の実施方法など訓練に関する記載が乏しく、訓練そのものを実施していないクラブも見受けられた。

また、民営の児童育成クラブの一部でも、マニュアルを作成していないクラブや年2回以上の訓練を実施していないクラブが見受けられた。

[指摘事項 4]

青少年教育課においては、各児童育成クラブが年2回以上の訓練実施に取り組み易いよう、標準的な年間計画を示すとともに、各児童育成クラブへ実施報告を求めるなど確実な訓練実施に努められたい。また、学校休業中の場合や出席予定の児童が全員揃っていない状況を想定した訓練及び警察や消防などと連携した訓練など、実施する訓練が効果的な訓練となるよう、具体的な訓練の実施方法についてマニュアル等への記載も検討されたい。

災害等の発生に備えたマニュアルの有無と訓練の実施状況は、表 28 のとおりである。

【表 28】 災害の発生に備えたマニュアルの有無と訓練の実施状況

(単位：クラブ)

区 分	クラブ数	マニュアル		訓練を実施している		訓練を実施していない
		あり	なし	年2回以上	年1回	
公 営	80	80	0	16	36	28
民 営	14	12	2	8	4	2
合 計	94	92	2	24	40	30
比 率	100.0%	97.9%	2.1%	25.5%	42.6%	31.9%

(7) 児童育成クラブの施設及び設備について

実地監査を行った施設において、消防用設備及び自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置状況、施設の屋内・屋外の状況について確認を行った。

ア 消防用設備の設置及び維持管理について

児童育成クラブにおいては、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定により、延床面積が 300 m<sup>2</sup>未満であれば消火器の設置義務はないものの、安全性を考慮し消火器 1 本以上が設置されていることを確認した。また、収容人員 50 人以上となるクラブにおいては、防火管理者が選任され、非常ベルが設置されていた。さらに、消防用設備の使用に支障となる障害物などは確認されなかった。

イ AEDの設置状況について

学校の敷地内にある児童育成クラブにおいては、AEDは設置されておらず、学校所管のAEDを使用することが想定されている。しかしながら、AEDが設置してある場所を認識していなかったクラブも見受けられた。

学校の敷地外にあるクラブにおいては、AEDが設置されており、適正に管理されていた。

児童の突発的な心肺機能停止を想定した一次救命処置の重要性を認識し、AED

Dの設置場所を再度確認されたい。また、「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドライン」によれば、AEDの操作方法を含む心肺蘇生の訓練を定期的を受けておく必要があるとされていることから、学校で毎年開催されているAEDの操作を含む救命講習への指導員等の受講についても検討されたい。

#### ウ 施設及び設備（屋内・屋外）の状況について

青少年教育課では、29年度当初予算額3,209千円で公営80クラブにおける施設修繕を行っている。1クラブ当たりで換算すると約40千円となる。実地監査で聞き取りを行っているところ、指導員等からは不具合箇所の修繕等について青少年教育課へ要望はしているものの、予算の都合もあり対応が先延ばしにされているとの声があった。青少年教育課では、各クラブから年間約800件の要望があり、危険性の高いものから優先順位をつけ、順次対応をしているとのことであった。

実地監査において、施設及び設備（屋内・屋外）の状況について確認を行ったところ、公営の児童育成クラブで以下のような事項が見受けられた。

##### <青少年教育課へ依頼が必要と思われる事項>

- ・トイレの床が傷んでいるところがあった。
- ・畳が一部破損しているところがあった。
- ・網戸が破損しているところがあった。
- ・29年度に新設された施設では、床が塩ビシートによる仕上げとなっており、床が冷たく、滑りやすいため、床にマットを敷くなどの対策が必要と感じた。
- ・床が一部破損、床が浮き沈みしているところがあった。
- ・屋根の軒下が一部破損しているところがあった。
- ・入口付近に外灯がなく、17時以降は暗く危険性を感じた。
- ・入口付近で水道メーターや木の根が地面からむき出しの部分があり、躓く危険性を感じた。
- ・建物外に深い穴があり危険性を感じた。

##### <児童育成クラブにおいて直ぐに対応が可能と思われる事項又は青少年教育課へ連絡しすぐに対応が可能と思われる事項>

- ・高い位置に荷物が置いてあり、地震時などは落下の危険性があった。
- ・照明が点滅しているところがあった。
- ・ブロックの破片が周辺に置いてあり危険であった。
- ・入口の外灯が切れているところがあった。

児童が安全に安心して過ごせるよう、常に安全性に気を配り、屋内はもとより、屋外やクラブへの導線等においても必要な修繕や対策を講じられたい。

施設修繕料を含む児童育成クラブにおける歳出の状況は、表29のとおりである。

【表 29】 児童育成クラブにおける歳出の状況

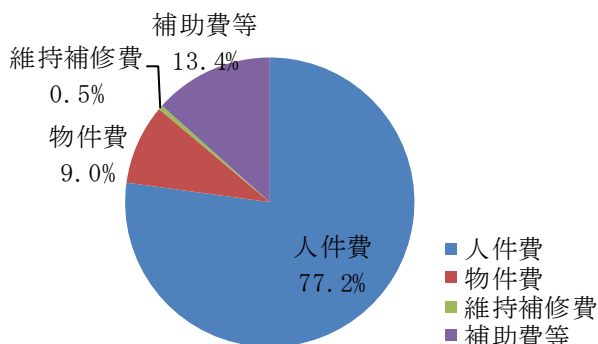
児童育成クラブ管理運営経費（政策）の予算・決算額

（単位：円）

歳出科目	平成29年度予算額	平成28年度決算額
報酬	499,473,000	494,550,336
共済費	4,721,000	3,807,295
賃金	637,000	641,788
報償費	40,000	0
旅費	120,000	0
一般需用費	10,788,000	11,640,916
うち施設修繕料	3,209,000	2,595,197
燃料光熱水費	5,941,000	5,277,877
医薬材料費	400,000	380,835
役務費	6,972,000	6,216,772
委託料	5,053,000	3,706,293
使用料及び賃借料	28,765,000	16,493,419
備品購入費	3,001,000	3,547,237
負担金補助及び交付金	87,389,000	65,083,000
合 計	653,300,000	611,345,768

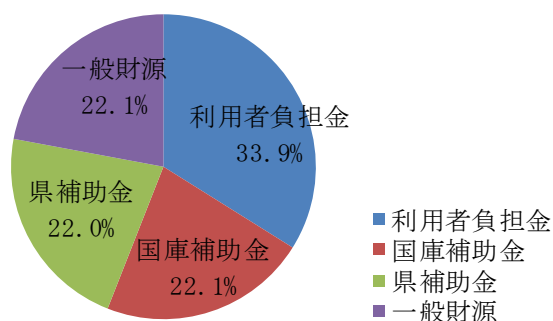
性質別内訳 （単位：円）

性質別	平成29年度予算額	比 率
人件費	504,090,000	77.2%
物件費	58,572,000	9.0%
維持補修費	3,209,000	0.5%
補助費等	87,429,000	13.4%
合 計	653,300,000	100.0%



財源内訳 （単位：円）

区 分	平成29年度予算額	比 率
利用者負担金	221,436,000	33.9%
国庫補助金	144,198,000	22.1%
県補助金	143,464,000	22.0%
一般財源	144,202,000	22.1%
合 計	653,300,000	100.0%



※表中の比率で内訳と合計が一致していないのは、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しているためである。



【写真2】ブロックの破片があった事例



【写真3】高い位置に荷物が置いてあった事例



## 9 まとめ

近年、女性の社会進出が進む中、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況（いわゆる「小1の壁」）を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、国は平成26年に「放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めている。さらに、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの平成31年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を1年前倒しして、平成30年度末までに達成することとしている。

こうした状況の中、厚生労働省が平成29年12月27日に公表した「平成29年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（平成29年5月1日現在）」によると、放課後児童クラブ登録児童数は1,171,162人（前年比78,077人増）、放課後児童クラブ数は24,573箇所（前年比954箇所増）となっており、登録児童数及びクラブ数ともに増加傾向にある。

本市においても、平成29年4月末日現在における児童育成クラブ入会児童数は6,565人（前年比227人増）となっており増加傾向にあるが、専用施設の増設、学校の余裕教室や共用教室の活用といった取組により待機児童数はゼロが続いている。

しかしながら、児童1人当たりの専用区画の面積や一の「支援の単位」（施設）を構成する児童数においては、経過措置として本市の基準を定める条例及び基準を定める要綱により基準を緩和しており、省令基準等で定められている基準を超えている状況にあることから、これらに対する改善は喫緊の課題といえる。また、児童の育成支援に当たる指導員等の資質向上及び省令基準等に基づく平成31年度までの支援員の適正配置に向けた人材確保への取組も重要な課題である。

このような中、昨今の未婚化、晩婚化、出生率の低迷などによる少子化の進行及び核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、家庭や地域における子育て力が低下し、子どもや子育てをする家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、放課後における児童の健全育成を図ることを目的とした児童育成クラブへの期待とニーズはより一層高まるものと思われる。このことから、豊かな人間性と健やかな体を備えた子どもたちを育成するために、クラブにおける育成支援の充実及び児童が安全に安心して過ごせる環境の整備が講じられるなど、児童育成クラブの適切な管理・運営がなされるよう望むものである。

## 巻末資料

### 児童育成クラブ一覧

	児童育成クラブ名	所在地	設置年度	施設数	施設形態	運営形態
1	帯山小学校児童育成クラブ	熊本市中央区帯山4丁目11-11	昭和42年度	3	コミセン+専用(市所有)+学校(共用)	公設公営
2	若葉小学校児童育成クラブ	熊本市東区若葉4丁目23-23	昭和43年度	1	コミセン	公設公営
3	春竹小学校児童育成クラブ	熊本市中央区琴平1丁目9-39	昭和46年度	2	コミセン+専用(市所有)	公設公営
4	城西小学校児童育成クラブ	熊本市西区島崎3丁目12-60	昭和47年度	3	専用(市所有)(2)+学校(共用)	公設公営
5	白坪小学校児童育成クラブ	熊本市西区蓮台寺4丁目4-1	昭和49年度	2	専用(市所有)+専用(リース)	公設公営
6	城北小学校児童育成クラブ	熊本市北区清水新地1丁目4-1	昭和49年度	2	専用(市所有)+学校(共用)	公設公営
7	楠小学校児童育成クラブ	熊本市北区楠5丁目15-1	昭和50年度	1	学校(共用)	公設公営
8	泉ヶ丘小学校児童育成クラブ	熊本市東区水源1丁目7-1	昭和55年度	1	専用(市所有)	公設公営
9	帯山西小学校児童育成クラブ	熊本市中央区帯山2丁目1-7	昭和57年度	2	コミセン+専用(リース)	公設公営
10	桜木小学校児童育成クラブ	熊本市東区花立2丁目23-1	昭和57年度	2	コミセン+学校(余裕)	公設公営
11	武蔵小学校児童育成クラブ	熊本市北区武蔵ヶ丘3丁目15-1	昭和58年度	1	専用(市所有)	公設公営
12	砂取小学校児童育成クラブ	熊本市中央区神水1丁目1-1	昭和58年度	2	専用(市所有)+学校(共用)	公設公営
13	黒髪小学校児童育成クラブ	熊本市中央区区飼本町15-20	昭和58年度	1	コミセン	公設公営
14	白山小学校児童育成クラブ	熊本市中央区菅原町9-1	昭和58年度	1	専用(市所有)	公設公営
15	健軍小学校児童育成クラブ	熊本市東区健軍2丁目25-56	昭和58年度	2	専用(市所有)(2)	公設公営
16	日吉小学校児童育成クラブ	熊本市南区近見1丁目9-30	昭和59年度	2	コミセン+専用(リース)	公設公営
17	託麻西小学校児童育成クラブ	熊本市東区御領2丁目3-30	昭和59年度	2	専用(市所有)+専用(リース)	公設公営
18	麻生田小学校児童育成クラブ	熊本市北区麻生田3丁目9-1	昭和59年度	1	専用(市所有)	公設公営
19	川尻小学校児童育成クラブ	熊本市南区川尻4丁目1-1	昭和60年度	1	専用(市所有)	公設公営
20	池田小学校児童育成クラブ	熊本市西区池田1丁目28-5	昭和60年度	2	専用(市所有)(2)	公設公営
21	東町小学校児童育成クラブ	熊本市東区東町3丁目3-1	昭和60年度	1	専用(市所有)	公設公営
22	託麻原小学校児童育成クラブ	熊本市中央区渡鹿2丁目3-1	昭和61年度	2	コミセン+学校(余裕)	公設公営
23	山ノ内小学校児童育成クラブ	熊本市東区山ノ内4丁目1-1	昭和61年度	2	専用(市所有)+学校(余裕)	公設公営
24	本荘小学校児童育成クラブ	熊本市中央区本荘6丁目5-22	昭和61年度	1	コミセン	公設公営
25	託麻南小学校児童育成クラブ	熊本市東区長嶺東3丁目2-20	昭和62年度	3	専用(市所有)(2)+専用(リース)	公設公営
26	楡木小学校児童育成クラブ	熊本市北区楡木3丁目9-1	昭和62年度	2	専用(市所有)+学校(共用)	公設公営
27	田迎南小学校児童育成クラブ	熊本市南区田井島3丁目12-1	昭和62年度	2	専用(市所有)(2)	公設公営
28	御幸小学校児童育成クラブ	熊本市南区御幸笛田7丁目16-1	昭和62年度	2	コミセン+学校(余裕)	公設公営
29	清水小学校児童育成クラブ	熊本市北区清水本町14-58	昭和62年度	2	専用(市所有)+学校(共用)	公設公営
30	大江小学校児童育成クラブ	熊本市中央区大江3丁目5-31	昭和62年度	2	専用(市所有)+学校(共用)	公設公営
31	花園小学校児童育成クラブ	熊本市西区花園6丁目9-15	昭和63年度	2	専用(市所有)+学校(共用)	公設公営

	児童育成クラブ名	所在地	設置年度	施設数	施設形態（略称）	運営形態
32	託麻東小学校児童育成クラブ	熊本市東区戸島3丁目15-5	昭和63年度	2	コミセン+専用（市所有）	公設公営
33	高平台小学校児童育成クラブ	熊本市北区高平1丁目17-11	昭和63年度	1	コミセン	公設公営
34	画図小学校児童育成クラブ	熊本市東区下江津8丁目1-6	昭和63年度	3	コミセン+学校（共用）（2）	公設公営
35	春日小学校児童育成クラブ	熊本市西区春日5丁目3-5	平成1年度	1	専用（市所有）	公設公営
36	西原小学校児童育成クラブ	熊本市東区新南部3丁目4-60	平成1年度	2	専用（市所有）（2）	公設公営
37	出水南小学校児童育成クラブ	熊本市中央区出水4丁目1-1	平成2年度	2	専用（市所有）+学校（余裕）	公設公営
38	古町小学校児童育成クラブ	熊本市西区二本木4丁目9-62	平成2年度	1	コミセン	公設公営
39	力合小学校児童育成クラブ	熊本市南区刈草2丁目10-1	平成2年度	2	専用（市所有）（2）	公設公営
40	尾ノ上小学校児童育成クラブ	熊本市東区尾ノ上2丁目8-1	平成2年度	2	専用（市所有）+専用（リース）	公設公営
41	健軍東小学校児童育成クラブ	熊本市東区東町4丁目15-2	平成3年度	1	専用（市所有）	公設公営
42	北部東小学校児童育成クラブ	熊本市北区鶴羽田2丁目7-1	平成4年度	2	専用（市所有）+学校（共用）	公設公営
43	月出小学校児童育成クラブ	熊本市東区月出6丁目2-40	平成4年度	2	コミセン+専用（市所有）	公設公営
44	田迎小学校児童育成クラブ	熊本市南区出仲間8丁目3-30	平成4年度	1	専用（市所有）	公設公営
45	秋津小学校児童育成クラブ	熊本市東区秋津3丁目9-20	平成4年度	2	専用（市所有）（2）	公設公営
46	池上小学校児童育成クラブ	熊本市西区池上町850	平成5年度	1	専用（市所有）	公設公営
47	城山小学校児童育成クラブ	熊本市西区城山大塘1丁目23-1	平成5年度	2	専用（市所有）（2）	公設公営
48	託麻北小学校児童育成クラブ	熊本市東区上南部3丁目34-1	平成6年度	2	専用（市所有）（2）	公設公営
49	向山小学校児童育成クラブ	熊本市中央区本山4丁目5-27	平成6年度	2	コミセン+専用（リース）	公設公営
50	龍田小学校児童育成クラブ	熊本市北区龍田7丁目7-1	平成7年度	2	専用（市所有）（2）	公設公営
51	長嶺小学校児童育成クラブ	熊本市東区长嶺南7丁目22-1	平成7年度	3	専用（市所有）（2）+専用（リース）	公設公営
52	白川小学校児童育成クラブ	熊本市中央区新屋敷1丁目7-13	平成7年度	1	専用（市所有）	公設公営
53	城南小学校児童育成クラブ	熊本市南区南高江4丁目2-70	平成7年度	1	専用（リース）	公設公営
54	弓削小学校児童育成クラブ	熊本市北区龍田町弓削879-1	平成8年度	1	専用（市所有）	公設公営
55	川上小学校児童育成クラブ	熊本市北区西梶尾町480	平成8年度	2	専用（市所有）+学校（余裕）	公設公営
56	飽田東小学校児童育成クラブ	熊本市南区砂原町115	平成8年度	1	専用（市所有）	公設公営
57	日吉東小学校児童育成クラブ	熊本市南区近見5丁目1-1	平成8年度	2	専用（市所有）（2）	公設公営
58	一新小学校児童育成クラブ	熊本市中央区新町3丁目10-45	平成9年度	1	専用（市所有）	公設公営
59	西里小学校児童育成クラブ	熊本市北区下硯川町1784	平成9年度	1	専用（市所有）	公設公営
60	出水小学校児童育成クラブ	熊本市中央区出水1丁目1-75	平成10年度	1	専用（リース）	公設公営
61	桜木東小学校児童育成クラブ	熊本市東区桜木6丁目10-1	平成10年度	2	専用（市所有）（2）	公設公営
62	銭塘小学校児童育成クラブ	熊本市南区銭塘町990	平成11年度	1	専用（市所有）	公設公営
63	壺川小学校児童育成クラブ	熊本市中央区壺川1丁目4-5	平成12年度	1	学校（余裕）	公設公営
64	小島小学校児童育成クラブ	熊本市西区小島7丁目9-1	平成12年度	1	学校（余裕）	公設公営

	児童育成クラブ名	所在地	設置年度	施設数	施設形態（略称）	運営形態
65	河内小学校児童育成クラブ	熊本市西区河内町船津2470-1	平成15年度	1	専用（市所有）	公設公営
66	碩台小学校児童育成クラブ	熊本市中央区井川淵町4-8	平成15年度	1	学校（余裕）	公設公営
67	城東小学校児童育成クラブ	熊本市中央区千葉城町5-1	平成16年度	1	学校（余裕）	公設公営
68	五福小学校児童育成クラブ	熊本市中央区細工町2丁目25	平成17年度	1	その他（まちづくり交流センター）	公設公営
69	中島小学校児童育成クラブ	熊本市西区中島町538	平成17年度	1	専用（リース）	公設公営
70	慶徳小学校児童育成クラブ	熊本市中央区山崎町72	平成17年度	1	専用（リース）	公設公営
71	奥古閑小学校児童育成クラブ	熊本市南区奥古閑町4072	平成18年度	1	学校（余裕）	公設公営
72	高橋小学校児童育成クラブ	熊本市西区高橋町1丁目6-1	平成18年度	1	専用（リース）	公設公営
73	川口小学校児童育成クラブ	熊本市南区川口町3045	平成20年度	1	専用（市所有）	公設公営
74	田迎西小学校児童育成クラブ	熊本市南区馬渡2丁目5-1	平成25年度	3	専用（市所有）(2) + 学校（共用）	公設公営
75	芳野小学校児童育成クラブ	熊本市西区河内町野出1419	平成25年度	1	専用（市所有）	公設公営
76	力合西小学校児童育成クラブ	熊本市南区荒尾1丁目11-1	平成26年度	2	専用（市所有） + 学校（共用）	公設公営
77	杉上小学校児童育成クラブ	熊本市南区城南町永505-1	平成26年度	1	専用（市所有）	公設公営
78	飽田西小学校児童育成クラブ	熊本市南区並建町1005	平成27年度	1	専用（市所有）	公設公営
79	龍田西小学校児童育成クラブ	熊本市北区龍田陳内2丁目17-1	平成28年度	3	専用（市所有）(2) + 学校（共用）	公設公営
80	中緑小学校児童育成クラブ	熊本市南区美登里町800	平成28年度	1	学校（共用）	公設公営
81	浄法たから保育園児童育成クラブ	熊本市南区富合町小岩瀬686	平成10年度	1	専用（民設）	民設民営
82	まこと児童育成クラブ	熊本市南区富合町木原1410-1	平成20年度	1	専用（民設）	民設民営
83	第一保育園児童育成クラブ	熊本市南区富合町新256-1	平成12年度	1	専用（民設）	民設民営
84	こぼと放課後児童クラブ	熊本市南区城南町鱒瀬223	平成11年度	1	専用（民設）	民設民営
85	小木児童クラブ	熊本市南区城南町塚原997	平成11年度	1	専用（民設）	民設民営
86	隈庄校区児童育成クラブ	熊本市南区城南町隈庄333-1	平成28年度	2	専用（市所有）(2)	公設民営
87	すいかクラブ	熊本市北区植木町広住1	平成11年度	1	専用（市所有）	公設民営
88	やまびこクラブ	熊本市北区植木町内1424	平成20年度	1	専用（市所有）	公設民営
89	たんぼぼクラブ	熊本市北区植木町富応1302-5	平成14年度	1	専用（市所有）	公設民営
90	ひしっこクラブ	熊本市北区植木町円台寺124	平成17年度	1	専用（市所有）	公設民営
91	さくらっ子クラブ	熊本市北区植木町滴水245-1	平成15年度	1	専用（民設）	民設民営
92	植木子どもの城	熊本市北区植木町有泉829	平成11年度	1	専用（民設）	民設民営
93	えのきっ子クラブ	熊本市北区植木町豊田474	平成16年度	1	学校（余裕）	公設民営
94	たけのっこクラブ	熊本市北区植木町正清515	平成17年度	1	専用（市所有）	公設民営

平成29年10月末日現在